

1980 信州大学山岳会 サマーテント 運営要綱

開設期間 7/5 ~ 8/9

信州大学山岳会
サマーテント運営委員会

I] 目的

サマーテント(以下S.Tとする)は、全国の青少年に山々の楽しさ及び自然の素晴らしさを知ってもらう為に開設され、またSAC会員の穂高周辺の山行・BCであり、富士山学会会員及び他山岳部会員の理解・親睦を深める場である。

II] 方針

上記の目的を遂行する。その為にはS.Tを明るく楽しく運営し、在信者は、心得を厳守する。極力経費節減に努力し、実りあるSTにする。

III] 期間

運営 7/5 徴収 後日決定

開設 7/5 ~ 8/9.

IV] ST使用料

STは営利事業ではないが、必要経費確保のため利用者より使用料をとる

利用者/名につき/毎500円

但し、次の人については無料とする

- ・ SAC 会員、家族、富士山学会会員及びその家族、顧問教員及びその家族、本部厚生課員及びその家族、その他 chief keeper が認めた人

V) Keeper心得

D) 義務日数

原則として正味3〜4日間とし、入山下山日は含まない。
日程は各自が厳守し、前日の19:00までに入山し引き継ぎ
を行なう。万一支障が生じた場合は、ST & chief keep-
er (C, h) 及び 松本在住の部員 (なるべく ST 職員、上級生)
へ連絡する。

ii) 食事

- ・利用者は自炊を原則とし、用意のない利用者には炊き立ての飯または
Keeperと同じものを食べさせる。/ 夜100円程度徴収
- ・米は利用者、Keeperも向かいを一括して炊く。
- ・食糧不足については、C, kが判断を随時調査する(現地調査)

iii) 利用者対策

- ・利用者とは分け隔てなく接し、ST全体を明るく楽しく過ごすことに
留意する。
- ・利用者には必ず宿泊者名簿に記帳してもらい、それと同時に利用者
心得を厳守させる。
- ・利用者が多く混雑している時は、その調整を行い利用者自身の
健康管理は自分で留意させる。

IV) 諸施設、金銭、etcの管理

- ・諸施設、利用者所持品、金銭の管理には細心の注意を払う。
万一盗難紛等が生じた場合は、通格に対応し又明確に記
録する。
- ・利用者自身の所持品、特に貴重品は、携帯するように指示する。
- ・登山用具の貸し出しは一切禁止する。
- ・使用料受け取りの際は必ず領収書を発行し、収入金は必ず分
を際して速やかに郵便局へ預金する。
- ・カニパについては多少に拘らず出納簿へ記入し、その後活用する。
- ・燃料の乱用はつづし、プロパンガスの元栓は就寝前に必ず
締め、火による事故を起さないようにする。

- ・テント内外の整理整備、毛布、フカ etc の陽干しは常にやる。
- ・S.T日言直は毎日明確に記入する。主にC.Kが記入。
- ・Keeperは最低ひとりは一テントに常住していること。
(原則としてC.K)

V) 連絡

- ・Keeper及び会員は、入山下山時に、松本居室の伝言及び連絡事項を確認の上速やかに行動する。同時に本部厚生課に出向きS.T関係の郵便物(予約、礼状、etc)を確認し、S.Tへ連絡する。

VI) 事故及び緊急連絡

- ・事故発生時に日道対糸綱団にのり、現役留守本部として、または在駐の現役留守部員の指示にしたがい対応する。

TEL

本部 0263-35-4600

日本アルプス観光(アル観)小栗平営業所

0263-95-2321

VII) S.Tよりの山行

- ・利用者からの山行相談、その他の相談にはC.Kが責任をもって応答し、同行の許可はC.Kが行う。
- ・会員同志のS.Tよりの山行は別紙を参照し、所定の部員による許可を得て行い、計画は最低1日前迄に提出し山行後は必ず記録を報告欄に記入する。

VIII) キャンプファイアーキーパー慰勞^就、^就寝時刻

- ・22:00迄に全ての行動を止め、22:30には全員就寝できるようにする。
- ・慰勞^就の^就為の金銭はキャンプの範囲内にとどめ、使用料は出さないようにする。

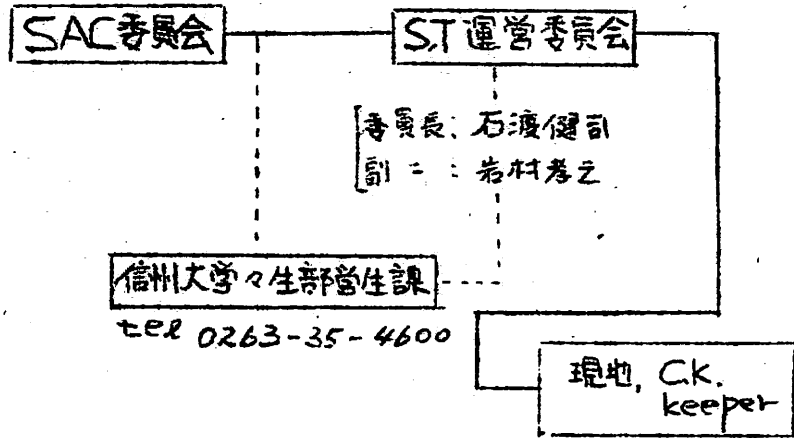
IX) 居候

- ・食事は自給自足を原則とし、STに対して最大限の努力を惜しまない。
- ・居候であることを自覚し、正規のkeeper以上の働きをする。
- ・前述の山行(特に利用者へ山行への同行)には、自から申し出て、CKの指示通りに行動する。
- ・居候は、STにおける雑役全般を全て行う。

VI) Chief Keeper 心得

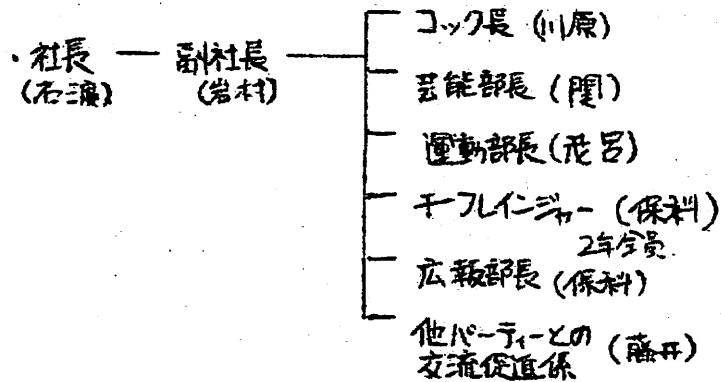
- ・キーパー、居候、利用者全体を完全に把握し、統制指揮し、責任ある管理を行う。
- ・CK向の連絡は確実に行う。引き継ぎについては次の点に留意して行う。
 - ・金銭の出入り、利用者の数、及び特徴、居候の有無、及び氏名、カンパの有無及び出費、山行(S,Tより)の把握、特別事項
- ・S,Tよりの会員の山行及び利用者よりの山行相談には責任ある応答を行い、会員に対しては山行許可を別紙の規定通りに出す。
- ・山行計画は1日前迄に提出させ、受け取ったならば装備、食糧、医薬etcを厳重に点検し、メンバー、ルートetcを慎重に考慮した上で許可を出す。許可山行が終了したならば必ずS,Tへ山行記録シートに詳細に記入させ、検査する。
- ・S,Tよりのアルバイトを適時幹旋し、そのアルバイト料の30%を強制的にカンパさせる。

VII 組織



'80 S.T 経営陣

顧問 加藤喜貴
相談役 山本雅大



VIII その他

- カンパについてはC.K.及びkeeperが責任をもって出納簿に記入し、利用する場合ははC.K.の許可を得、金額用印を
出納簿に明確に転写するように各自厳守された。
- 伝言については、松本部室の黒板を利用し、伝言受話者は、その
伝言を消すか、(消)と書いておくことを忘れてはならない
とに分く。伝言の重複が起らないよう注意する。

- 日頃お世話になっているアルファ環境庁、県警、遭対協のあたりはもちろん、他のキャンパー、クライマー、アジイン様もお互い気持ちよく過ごせるように留意すること。

以上の要綱を基本とし、さまざまな事態には臨機応変に対処し、実のある、楽しいサマ天にしていきますと思っております。

以上 文書

委員長 石渡健司

S,Tよりの山行許可規則

1980, 6 SAC委員会

[1年生同志]

- ・各一般ルート (絵走路)
- ・御池めぐり (又白池, ヒョウタン池, 北穂池)

但し単独は許可しない。(単独許可は 大正池、明神池
道尻ヒョウタン, 釜尻ヒョウタン, 徳本峠とする)

また上記のルートも経験者は^単独も許可となる。

[1.2年 Party]

- ・釜尻周辺 (南稜, コノ尾根, タタニ岩中央ルート, タタニ岩尾根)
- ・シヤンタルム石馬尾根 (E尾根より), 明神主稜線
- ・明神稜線, 北木稜線, 洞沢橋稜線
- ・SILニセ, 前木北尾根 (最低JIL ~ 3,407JL or 5,657JL)
- ・下降場 ... 天狗沢, 重太郎新道, わたし沢, 5,607JL
3,407JL から洞沢へ, 5,607JL から奥へ

[1年生と 1年以上の人]

- ・上記のルート
- ・又白 ... 北尾根5峰寄り, 4峰中央ルート, 北壁 A face
(松高カニニル), 3峰 A face (RCCルート)
- ・滝谷 ... 二尾根, 三尾根
- ・霞天岳, 六白山周辺

★注意 ~~~ A.C 沢下降は禁止とする。

以上、ウマ天在駐2年生は許可不能

[2年生同志]

- 上記のルート
- ルートグレードが3級上まで、ヒックグレードがIV級A1までかつPartyの少なくとも1人が全ルートの経験者であることも必要とする。

[2年3年生Party] (3年生以上) 前記の*部分にはおろく、

- ルートグレード4級下までの各ルート

以上3年以上の許可による

[1年利用者の同行]

- 経験ある一般ルートなら1年1人でも許可とする。

この場合2年生の許可で可能とする

計画立案上の注意点

- (1) 上記のParty、ルートは夏休み前にリーダー会(以下L会)に計画書を提出しなくてもよい。
- (2) 計画書はC.K又は3年以上の最低1日前までに提出し、承認者の適切な判断により許可される。
- (3) ~~上記のParty構成~~
上記のParty構成に適合していてもPartyの力量、健康いかんによっては不許可となる。
- (4) 上記以外のルート又はメンバー構成によるS.Tよりの山行は夏休み前にL会に提出し許可を得る
- (5) S.Tよりの山行を計画する会員は、装備等は前もって用意し入天すること。
- (6) S.Tに3年生以上が不在の場合、[1.3年生のParty]のルート以上の山行は延期するか、夏休み前にもうかじめ、L会の許可を受ける。

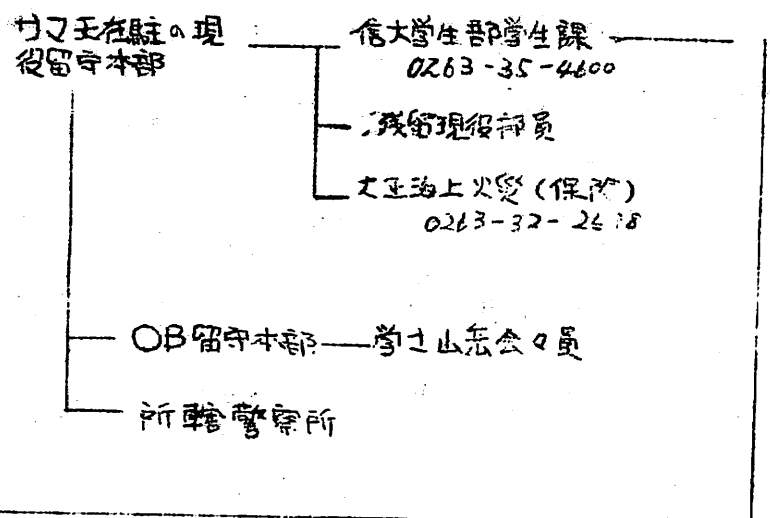
- (7) 山行期間は2日間までとする。それ以上の日数の山行は、L会への許可を必要とする。
- (8) 許可を受け山行する場合は、装備、食糧、医薬品 etc を確実に準備し、C.K.の検査を受ける。
- (9) 下山後は必ずSTの記録及び反省を詳細に記入し、C.K.の検査を受ける。
- (10) QBと会員とのSTよりの山行は上記の3年生以上として各1人、各自の力を考慮する。その後山行は許可される。
- (11) 部外者とのSTよりの山行は程度と向う事事前にL会に提出し、許可を受ける。(一般J-スロカードは除く)
- (12) 許可を受け、山行する際は、C.K.該当者の指示を受け完全な体制で登る。又 睡眠は充分にとること。
- (13) ST備え付けの緊急用装備は絶対に使用しないこと。

(STの連携システム)

1. 各学部厚生補導系

| | |
|-------|------------------|
| ・教養部 | TEL 0263-35-4600 |
| ・経済学部 | 同上 |
| ・文学部 | 同上 |
| ・理学部 | 同上 |
| ・医学部 | 同上 |
| ・農学部 | 02657-35-4600 |
| ・工学部 | 0262-26-4101 |
| ・教育学部 | 0262-32-8106 |

乙. 系統圖.



各學生部厚生補導係 — 顧問教員

